

「新たに農業をやってみたい!農業で生活したい!」と思ったら・・・ 『新規農業参入者育成制度』のご利用を

町では、「農業で生計を立てよう」とお考えの方に対する育成制度を実施しております。この制度は、新規に農業(主にトマト)に取り組まれようとする方へ助成する制度ですが、その内容はどんなものでしょうか。そんな質問にお答えいたします。

▶ 助成の対象作物は・・・?

町の重点振興作物(主にトマト)です。

▶ 助成の内容は・・・?

- ①初期投資がかさむパイプハウスや
灌水施設についての助成
- ②土地を借りる場合の標準小作料(5
年間)の助成
- ③研修費(1年間)の助成
となっています。



▶ 助成内容の条件について

- ①パイプハウスや灌水施設の助成について
福島県補助事業の採択が条件となります。県と町で7割を補助しますので、自己負担金は3割となります。
その自己負担分(3割)についても、町で5年間に分け助成しますので、実質、パイプハウス等に係る個人負担はありません。
- ②小作料に対する助成について
借入農地を利用される場合は、小作料相当額を5年間助成します。助成額は農業委員会が定める標準小作料となります。
- ③研修費(トマト栽培研修)の助成について
4月から10月の7ヵ月間で、一人4万円を助成します。
※研修を希望される場合は、関係団体と協議が必要です。

▶ 助成を受けるにあたっての条件について

- 1ターン者は、50歳以下の夫婦で、概ね10年以上の就農(定住)が条件です。
- 町内の方については、年齢要件はありませんが、10年以内の離農等については、助成金を返還いただくこととなります。
- 収入確保のため、事業を導入するにあたり最低の作付面積が決められています。
おおよその目安として、夫婦で行う場合35アール以上を目標としています。当初は20アールに設定していますので、最低2反以上の作付けが必要です。
- 南郷トマト生産組合への加入が必要となります。

制度の詳細については、役場産業振興課農林班【電話 82-5230】へお問い合わせください。
なお、この制度をご利用されるにあたり、事前に関係団体等との協議が必要となりますので、事業導入の前年(秋ごろまで)に、まずはお電話でご相談してください。